

大館市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大館市住生活基本計画に基づく政策を実現するため、大館市内に存する住宅のリフォーム工事や増改築工事を行う市民又は移住者(以下「市民等」という。)に対し、大館市住宅リフォーム支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、大館市補助金等の適正に関する規則(昭和62年規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助種別)

第2条 この補助金で扱う補助種別は、次のとおりとする。

- (1) 住宅確保要配慮者の居住支援
 - ア 高齢者等支援
 - イ 子育て支援
 - ウ 三世帯同居支援
 - エ 被災者支援
- (2) 空き家活用、定住・移住促進
 - ア 空き家活用支援(市内在住)
 - イ 空き家活用支援(転入)
 - ウ 移住者支援
- (3) 住宅の省エネルギー性能向上
 - ア 省エネ改修A
 - イ 省エネ改修B

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 持ち家 自己又は配偶者が所有する住宅であって、自己居住に供するものをいう。
- (2) リフォーム 住宅の機能や性能を維持・向上させるため、住宅又は住宅の一部を修繕・補修・模様替え・取替え・減築などを行うことをいう。
- (3) 増改築 既存の住宅に増築すること又は既存の住宅の一部を解体し、造り替えることをいう。
- (4) 18歳以下の者 当該年度の3月31日時点で満18歳以下の者をいう。
- (5) 三世帯同居世帯 18歳以下の者とその親及びその祖父母(又は曾祖父母)が同居する世帯をいう。
- (6) 高齢者のみの世帯 当該年度の3月31日時点で満65歳以上の世帯員のみで構成される世帯をいう。
- (7) 障害者のいる世帯 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもののいる世帯をいう。
 - ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
 - ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (8) 災害復旧工事 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により生ずる被害）が発生し、又は拡大する恐れがあるため、大館市地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号口に規定する市町村地域防災計画で大館市長が作成したものをいう。）に基づく災害対策本部又は災害警戒対策部が設置された場合で、当該自然災害により被害を受け、罹災証明書又は被災証明書の発行を受けた住宅を復旧する工事（併せて再発防止策を講じるものを含む。）をいう。
- (9) 空き家 大館市空き家バンクに登録されている住宅をいう。
- (10) 中古住宅 建築後3年以上経過した住宅であって、前号の空き家に該当しないものをいう。
- (11) 移住者 移住のために市外から本市へ転入しようとする者又は本市に転入してから3年を経過していない者で、転入直前の3年の期間において、本市以外の市区町村民であったものをいう。
- (12) 省エネ仕様基準 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）をいう。
- (13) ZEH仕様基準 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）をいう。
- (14) 省エネ基準 評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）において、断熱等性能等級4（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）及び一次エネルギー消費量等級4を満たす基準をいう。ただし、部分改修の場合においては、改修する部分が仕様基準を満たす基準を含むものとする。
- (15) ZEH水準 評価方法基準において、断熱等性能等級5（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）及び一次エネルギー消費量等級6を満たす基準をいう。ただし、部分改修においては、改修する部分がZEH仕様基準を満たす基準をいう。
- (16) 耐震基準 次のアからウまでに掲げるいずれかの要件を満たす基準をいう。
 - ア 昭和56年6月1日以降に確認済証の交付を受けて着工していること。
 - イ 木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会発行）に定める一般診断法により判定された判定値が、工事完了までに1.0以上になること。
 - ウ その他市長が特に認めたもの。
- (17) 住宅性能表示制度 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく制度をいう。

（補助対象住宅）

第4条 補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、市内にある次に掲げるものとする。

- (1) 一戸建て住宅（住宅と同一の建物である車庫及び物置等を含み、住宅と同一敷地内の別棟にある車庫及び物置等は除く。）
- (2) 事業の用途に供する部分を併せ持つ一戸建て住宅（以下「併用住宅」という。）
- (3) マンション等の共同住宅（2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で、人の居住の用途に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）に限る。）

（補助対象工事等）

第5条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、前条に規定する補助対象住宅について行うリフォーム工事及び増改築工事（以下「リフォーム等」と

いう。)で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) リフォーム等に要する費用(次条各号に掲げる工事に要する費用を除き、消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。)が30万円以上であるもの。ただし、第2条第3号の補助種別で申請を行う場合は、別表1に定める経費にかかる工事のみを補助対象とし、その経費が30万円以上であるもの。
- (2) 当該年度に属する2月末日(当該日が土曜日、日曜日又は祝日であるときはその翌日)までに第12条の規定による報告書の提出が可能なもの。
- (3) 市内事業者(大館市内に本店を有する法人又は大館市内に住所を有する個人事業者)と契約を締結し、実施する工事。

(補助対象外工事)

第6条 次に掲げる工事に要する費用については、補助の対象としない。

- (1) 公共事業の施行に伴う補償費の対象となる工事
- (2) 門・塀等の外構工事
- (3) 事業の用途に供する部分についての工事
- (4) 居住の用途に供する部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の2分の1に満たない併用住宅及びマンション等の共同住宅にあっては、建物全体又は建物外部に係る工事であって補助金の交付が適当でないと認められる工事
- (5) 太陽光発電システムの設置工事
- (6) 他の補助制度を利用する場合であって、当該補助制度において、補助対象経費として重複計上が認められない工事
- (7) その他補助金の交付が適当でないと認められる工事

(補助対象者及び補助金の額等)

第7条 補助金の交付対象となる市民等及び補助金の額は、別表2のとおりとする。

(補助金の再利用)

第8条 当該補助金の交付を受けた年度から起算して4年度を経過するまでの間は、同一住宅について補助金の交付申請を行うことができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期間の経過を待たずに再度補助金の交付申請を行うことができる。

- (1) 大館市木造住宅耐震化補助事業の交付決定を受け、補助金の交付対象となった住宅に係る耐震改修工事を行う場合
- (2) 第2条第1号エの申請を行う場合
- (3) 住宅を購入して取得(2親等以内の親族から購入して取得した場合を除く。)した場合
- (4) 大館市水道給水条例(平成10年条例第8号)に基づく給水装置工事を行う場合
- (5) 大館市下水道条例(平成3年条例第25号)に基づく排水設備工事を行う場合

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、第2条第1号の補助種別で申請を行う場合は、大館市住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書(様式第1-1号)に、第2号で申請を行う場合は大館市住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書(様式第1-2号)に、第3号で申請を行う場合は、大館市住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書(様式第1-3号)に別表3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付申請については、第2条に掲げる補助種別のうち、いずれか一

つを選択し工事着手前に提出しなければならない。

- 3 第2条第1号工の補助金の申請は、自然災害の発生後、初めて大館市災害警戒対策部又は大館市災害対策本部が設置されてから1年を経過する日の属する年度内に行わなければならない。
- 4 第2項の規定に関わらず、特別な事情により工事着手前の申請が困難であると認められる場合に限り、工事着手後に補助金の交付申請をすることができる。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による交付申請を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行った上で、適正と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに大館市住宅リフォーム支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更又は廃止)

第11条 前条の交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)が、申請の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、大館市住宅リフォーム支援事業補助金変更・廃止申請書(様式第3号。以下「変更・廃止申請書」という。)に、別表4に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、変更内容について事前に市と協議の結果、提出を省略できるものと認められた場合においてはこの限りではない。

- 2 第7条に規定する補助対象者の要件を満たす者が、交付決定者から補助対象工事を引き継ぎ、補助金の交付を受けようとするときは、変更・廃止申請書に別表4に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による申請の内容を審査し、申請内容の変更又は廃止について承認したときは、大館市住宅リフォーム支援事業補助金変更・廃止決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に対し通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた申請者は、交付決定者の地位を承継したものとし、交付決定者として取り扱うものとする。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、リフォーム等が完了したときは、当該年度に属する2月末日(当該日が土曜日、日曜日又は祝日であるときはその翌日)までに、大館市住宅リフォーム支援事業補助金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 施工者に工事代金を支払ったことが確認できる書類(領収書、払込申請書等)
- (2) 施工したことが確認できる書類(工事施工中・工事完了後の施工箇所写真等)
- (3) 工事完了後に補助対象住宅に転居若しくは転入した場合又は三世帯同居世帯になった場合は、世帯全員の住民票(続柄の表記があり、実績報告書の提出日以前3か月以内に発行されたもの)
- (4) 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合は、同法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告が提出されたときは、速やかにその内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、大館市住宅リフォーム支援事業補助金額確定通知書（様式第6号）により当該実績報告を提出した者に通知するものとする。

（補助金の交付請求等）

第14条 前条の規定による補助金の額の確定に係る通知を受けた交付決定者は、市長に対し補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付に係る決定の一部又は全部を取り消し、当該交付決定者に通知するものとする。

(1) 規則又はこの要綱の規定に反したとき

(2) 補助対象外となる事由が発生したとき

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が補助金を交付する者として不適当と認めるとき

(4) 補助金の交付申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を一部又は全部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の一部又は全部の返還を命じるものとする。

（調査等）

第16条 市長は、補助金の適正な執行のため必要があると認めるときは、交付決定者に報告させ、又は担当職員に現地調査及び帳簿書類等の調査を行わせることができる。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の改正後の第7条第5項の規定は、令和3年6月30日までの間は適用しない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定によりなされた申請、決定その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(令和8年の大雪に係る特例)

3 第2条第1号エに規定する災害復旧工事に係る補助対象工事が令和8年1月26日に大館市災害警戒対策部が設置された大雪の被害によるものである場合は、第9条第3項中「1年を経過する日」とあるのは、「2年を経過する日」と読み替えるものとする。

別表1 省エネ改修A及び省エネ改修Bの補助対象工事及び補助額（第5条関係）

補助種別		補助対象工事	
		全体改修	部分改修
1 省エネ改修A		<p>住宅をZ E H水準に適合させるために行う開口部、断熱材の改修工事、耐震改修工事以外の躯体補強工事並びに設備の更新工事。ただし、階数が2階以下、及び床面積が300平方メートル以下の木造住宅においては、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>(1) 構造計算により構造安全性が確かめられた住宅であること。</p> <p>(2) 建築基準法の壁量等の基準により構造安全性が確かめられた住宅であること。</p> <p>(3) 現行の住宅性能表示制度における耐震等級3を満たす住宅であること。</p>	<p>住宅の開口部・断熱材の改修及び設備の更新が、それぞれをZ E H仕様基準に適合する工事。</p>
2 省エネ改修B	(1) 省エネ基準適合改修	<p>住宅を省エネ基準に適合させるために行う開口部、断熱材の改修工事及び設備の更新工事。</p>	<p>住宅の開口部・断熱材の改修が省エネ仕様基準に適合する工事及び設備の更新工事。ただし、設備の更新はZ E H仕様基準に適合するものとする。</p>
	(2) 省エネ効果が期待できる工事		<p>(1) ユニットバスへの改修工事</p> <p>(2) 環境省において実施された環境技術実証事業（ヒートアイランド対策技術分野）にて省エネ効果が実証された材料を使用して施工する屋根工事</p> <p>(3) その他市長が適当と認める工事</p>

備考

- 1 改修後の住宅は、耐震基準に適合させること。
- 2 同一の住宅に対する補助金の交付は、一箇所ごとに1回限りとする。なお、過去にこの要綱における補助金の交付を受けた住宅にあっては、同一の補助種別での申請に限り、既に交付を受けた補助金との合計額で省エネ基準に適合する場合は30万円を上限に、ZEH水準に適合する場合は70万円を上限とする。
- 3 表中の設備の更新工事とは、高断熱浴槽、石油潜熱回収型給湯器、ガス潜熱回収型給湯器、電気ヒートポンプ給湯機、節湯水栓とし、既存の設備がZEH仕様基準に適合していないものとする。
- 4 補助種別欄1及び2(1)に掲げる設備の更新工事については、開口部、断熱材の改修工事にかかる費用と同額までの工事費の部分を補助対象工事とする。

別表2 補助対象者及び補助金の額等（第7条関係）

補助種別	補助対象者	補助金の額
高齢者等支援	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 高齢者のみの世帯又は障害者のいる世帯の一員で、持ち家のリフォーム等を行うもの</p> <p>(2) 高齢者のみの世帯又は障害者のいる世帯の一員で、その世帯の一員のいずれかの親（配偶者の親を含む。）又は子（子の配偶者を含む。）が所有する住宅に居住し、当該住宅のリフォーム等を行うもの</p>	<p>リフォーム等に要する費用に100分の10を乗じて得た額で、20万円以内の額</p>
子育て支援	<p>18歳以下の者と同居しているもの（18歳以下の者の親又は祖父母に限る。）であって、持ち家又は親（配偶者の親を含む。）が所有する住宅に居住しリフォーム等を行うもの</p>	<p>リフォーム等に要する費用に100分の10を乗じて得た額で、20万円以内の額</p>
三世代同居支援	<p>三世代同居世帯の一員であって、その世帯に属する者のいずれかが所有する住宅のリフォーム等を行うもの</p>	<p>リフォーム等に要する費用に100分の10を乗じて得た額で、30万円以内の額</p>
被災者支援	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 持ち家の災害復旧工事を行うもの</p> <p>(2) 親（配偶者の親を含む。）又は子（子の配偶者を含む。）が所有し、自ら居住する住宅の災害復旧工事を行うもの</p> <p>(3) 親（配偶者の親を含む。）又は子（子の配偶者を含む。）が所有及び居住する住宅の災害復旧工事を行うもの</p> <p>(4) 自ら又は配偶者が所有し、親（対象者の配偶者の親を含む。）又は子（子の配偶者を含む。）が居住する住宅の災害復旧工事を行うもの</p>	<p>リフォーム等に要する費用に100分の10を乗じて得た額で、10万円以内の額</p>
空き家活用支援（市内在住）	<p>持ち家（購入した空き家に限る。）のリフォーム等を行うもの</p>	<p>リフォーム等に要する費用に100分の10を乗じて得た額で、30万円以内の額</p>

空き家活用支援 (転入)	持ち家(購入した空き家に限る。)のリフォーム等を行う移住者	リフォーム等に要する費用に100分の20を乗じて得た額で、50万円以内の額
移住者支援	次のいずれかに該当する者 (1) 中古住宅を持ち家として購入し、リフォーム等を行う移住者 (2) 持ち家のリフォーム等を行う移住者 (3) 親(配偶者の親を含む。)又は子(子の配偶者を含む。)が所有し、自ら居住する住宅のリフォーム等を行う移住者	リフォーム等に要する費用に100分の15を乗じて得た額で、40万円以内の額
省エネ改修 A 及び省エネ改修 B	次のいずれかに該当するもの (1) 持ち家のリフォーム等を行うもの (2) 親(配偶者の親を含む。)又は子(子の配偶者を含む。)が所有し、自ら居住する住宅のリフォーム等を行うもの (3) 親(配偶者の親を含む。)又は子(子の配偶者を含む。)が所有及び居住する住宅のリフォーム等を行うもの (4) 自ら又は配偶者が所有し、親(対象者の配偶者の親を含む。)又は子(子の配偶者を含む。)が居住する住宅のリフォーム等を行うもの	【ZEH水準に適合する場合(省エネ改修 A)】 当該経費の10分の3に相当する額以内の額で、1戸当たり70万円を上限とする。 【省エネ基準に適合する場合(省エネ改修 B)】 当該経費の10分の1.5に相当する額以内の額で、1戸当たり30万円を上限とする。 【省エネ効果が期待できる工事(省エネ改修 B)】 当該経費の10分の1.5に相当する額以内の額で、1戸当たり30万円を上限とする。

備考

- 1 補助種別を重複して補助金を受けることはできない。
- 2 同一年度内に重複して補助金の交付を受けることはできない。
- 3 補助金の交付申請時において、申請者及び住宅の所有者並びに補助対象住宅に居住す

る納税義務者に納期到来済の市税に未納がある場合には、補助金の交付を受けることができない。

- 4 空き家活用支援（市内在住）又は空き家活用支援（転入）の補助種別で申請を行う場合は、当該空き家を購入した日から3年を経過する日の属する年度中までに申請を行わなければならない。
- 5 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表3 補助金交付申請書類一覧（第9条関係）

<p>高齢者等支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の住民票（続柄の表記があり、3か月以内に発行されたもの） ・「障害者等のいる世帯」の場合、障害の程度が確認できる障害者手帳等の写し ・工事請負契約書又は請書の写し ・工事の内訳明細が分かるものの写し（見積書等） ・工事を行う住宅の位置図又は住宅地図の写し ・工事着手前の写真（住宅全景及び工事施工箇所） ・債権者登録申請書（口座情報が分かる書類の写しも添付） ・住宅の所有者及び対象住宅に居住する納税義務者の同意書（市税納付状況を確認することへの同意） ・間取り変更や増築が伴う工事を行う場合、図面（変更箇所や増築面積が分かるもの） ・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項による確認が必要な工事を行う場合、確認済証の写し ・併用住宅について工事を行う場合、図面（住宅の用途に供する部分の面積と事業の用途に供する部分の面積が分かるもの） ・マンション等の共同住宅（居住の用途に供する専用部分に限る。）について工事を行う場合、登記事項証明書（建物） ・申請者と対象住宅の所有者が同居していない場合、申請者と所有者の続柄が分かるもの（戸籍謄本等） ・当該年度が属する年の1月1日以降に住宅を建築・取得した場合、登記事項証明書（建物） ・その他市長が必要と認める書類
<p>子育て支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以下の者が属する世帯全員の住民票（続柄の表記があり、3か月以内に発行されたもの） ・工事請負契約書又は請書の写し ・工事の内訳明細が分かるものの写し（見積書等） ・工事を行う住宅の位置図又は住宅地図の写し ・工事着手前の写真（住宅全景及び工事施工箇所） ・債権者登録申請書（口座情報が分かる書類の写しも添付） ・住宅の所有者及び対象住宅に居住する納税義務者の同意書（市税納付状況を確認することへの同意） ・間取り変更や増築が伴う工事を行う場合、図面（変更箇所や増築面積が分かるもの） ・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項による確認

	<p>が必要な工事を行う場合、確認済証の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・併用住宅について工事を行う場合、図面（住宅の用途に供する部分の面積と事業の用途に供する部分の面積が分かるもの） ・マンション等の共同住宅（居住の用途に供する専用部分に限る。）について工事を行う場合、登記事項証明書（建物） ・申請者と対象住宅の所有者が同居していない場合、申請者と所有者の続柄が分かるもの（戸籍謄本等） ・申請者が対象住宅に居住していない場合、申請者と対象住宅に居住する者の続柄が分かるもの（戸籍謄本等） ・当該年度が属する年の1月1日以降に住宅を建築・取得した場合、登記事項証明書（建物） ・その他市長が必要と認める書類
三世代同居支援	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の住民票（続柄の表記があり、3か月以内に発行されたもの） ・三世代同居世帯の中で世帯分離をしている場合、戸籍謄本 ・工事請負契約書又は請書の写し ・工事の内訳明細が分かるものの写し（見積書等） ・工事を行う住宅の位置図又は住宅地図の写し ・工事着手前の写真（住宅全景及び工事施工箇所） ・債権者登録申請書（口座情報が分かる書類の写しも添付） ・住宅の所有者及び対象住宅に居住する納税義務者の同意書（市税納付状況を確認することへの同意） ・間取り変更や増築が伴う工事を行う場合、図面（変更箇所や増築面積が分かるもの） ・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項による確認が必要な工事を行う場合、確認済証の写し ・併用住宅について工事を行う場合、図面（住宅の用途に供する部分の面積と事業の用途に供する部分の面積が分かるもの） ・マンション等の共同住宅（居住の用途に供する専用部分に限る。）について工事を行う場合、登記事項証明書（建物） ・当該年度が属する年の1月1日以降に住宅を建築・取得した場合、登記事項証明書（建物） ・その他市長が必要と認める書類
被災者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書又は被災証明書の写し ・工事請負契約書又は請書の写し ・工事の内訳明細が分かるものの写し（見積書等） ・工事を行う住宅の位置図又は住宅地図の写し

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事着手前の写真（住宅全景及び工事施工箇所） ・ 債権者登録申請書（口座情報が分かる書類の写しも添付） ・ 住宅の所有者及び対象住宅に居住する納税義務者の同意書（市税納付状況を確認することへの同意） ・ 間取り変更や増築が伴う工事を行う場合、図面（変更箇所や増築面積が分かるもの） ・ 建築基準法第 6 条第 1 項又は同法第 6 条の 2 第 1 項による確認が必要な工事を行う場合、確認済証の写し ・ 併用住宅について工事を行う場合、図面（住宅の用途に供する部分の面積と事業の用途に供する部分の面積が分かるもの） ・ マンション等の共同住宅（居住の用途に供する専用部分に限る。）について工事を行う場合、登記事項証明書（建物） ・ 申請者と対象住宅の所有者が同居していない場合、申請者と所有者の続柄が分かるもの（戸籍謄本等） ・ 当該年度が属する年の 1 月 1 日以降に住宅を建築・取得した場合、登記事項証明書（建物） ・ その他市長が必要と認める書類
<p>空き家活用支援 （市内在住）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者及び補助対象住宅に居住する全員の住民票（3 か月以内に発行されたものに限る。） リフォーム後に転居する場合は、第 1 2 条に規定する実績報告を行う際に提出するものとする。 ・ 取得空き家に係る登記事項証明書（建物）及び不動産売買契約書の写し ・ 工事請負契約書又は請書の写し ・ 工事の内訳明細が分かるものの写し（見積書等） ・ 工事を行う住宅の位置図又は住宅地図の写し ・ 工事着手前の写真（建物全景及び工事施工箇所） ・ 債権者登録申請書（口座情報が分かる書類の写しも添付） ・ 住宅の所有者及び対象住宅に居住する納税義務者の同意書（市税納付状況を確認することへの同意） ・ 間取り変更や増築が伴う工事を行う場合、図面（変更箇所や増築面積が分かるもの） ・ 建築基準法第 6 条第 1 項又は同法第 6 条の 2 第 1 項による確認が必要な工事を行う場合、確認済証の写し ・ 併用住宅について工事を行う場合、図面（住宅の用途に供する部分の面積と事業の用途に供する部分の面積が分かるもの） ・ その他市長が必要と認める書類

<p>空き家活用支援 (転入)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者及び補助対象住宅に居住する全員の住民票(3か月以内に発行されたものに限る。) ・転入予定者の場合、申請時に居住する市区町村発行の住民票抄本 ・戸籍の附票抄本等(申請者本人の住所変更履歴が分かるもの) ・取得空き家に係る登記事項証明書(建物)及び不動産売買契約書の写し ・工事請負契約書又は請書の写し ・工事見積書(内訳明細が分かるもの)の写し ・工事を行う住宅の位置図又は住宅地図の写し ・工事着手前の写真(建物全景及び工事施工箇所) ・債権者登録申請書(口座情報が分かる書類の写しも添付) ・住宅の所有者及び対象住宅に居住する納税義務者の同意書(市税納付状況を確認することへの同意) ・間取り変更や増築が伴う工事を行う場合、図面(変更箇所や増築面積が分かるもの) ・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項による確認が必要な工事を行う場合、確認済証の写し ・併用住宅について工事を行う場合、図面(住宅の用途に供する部分の面積と事業の用途に供する部分の面積が分かるもの) ・その他市長が必要と認める書類
<p>移住者支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者及び補助対象住宅に居住する全員の住民票(3か月以内に発行されたものに限る。) ・転入予定者の場合、申請時に居住する市区町村発行の住民票抄本 ・戸籍の附票抄本等(申請者本人の住所変更履歴が分かるもの) ・住宅の登記事項証明書(建物) ・中古住宅を取得する場合、対象住宅を購入したことが分かる書類(不動産売買契約書の写し等) ・工事請負契約書又は請書の写し ・工事の内訳明細が分かるものの写し(見積書等) ・工事を行う住宅の位置図又は住宅地図の写し ・工事着手前の写真(建物全景及び工事施工箇所) ・債権者登録申請書(口座情報が分かる書類の写しも添付) ・住宅の所有者及び対象住宅に居住する納税義務者の同意書(市税納付状況を確認することへの同意)

	<ul style="list-style-type: none"> ・間取り変更や増築が伴う工事を行う場合、図面（変更箇所や増築面積が分かるもの） ・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項による確認が必要な工事を行う場合、確認済証の写し ・併用住宅について工事を行う場合、図面（住宅の用途に供する部分の面積と事業の用途に供する部分の面積が分かるもの） ・申請者と住宅の所有者が同居していない場合、申請者と所有者の続柄が分かるもの（戸籍謄本等） ・その他市長が必要と認める書類
<p>省エネ改修 A 及び省エネ改修 B （省エネ基準に適合する工事）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経費配分書及び実際の事業費の内訳 ・事業計画書 ・住宅の所在地、所有者が確認できる書類（固定資産税納税通知書の写し、登記事項証明書の写し又はその他市長が認める書類のいずれかの書類） ・工事を行う住宅の位置図(又は住宅地図の写し) ・住宅の延べ面積が確認できる書類（確認済証の写し又はその他市長が認める書類のいずれかの書類） ・住宅の現状や住宅以外の用途の有無が確認できる書類（改修する箇所の現況写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）又はその他市長が認める書類のいずれかの書類） ・工事請負契約書又は請書の写し ・工事見積書（内訳明細が分かるもの）の写し ・債権者登録申請書（口座情報が分かる書類の写しも添付） ・申請者と対象住宅の所有者が同居していない場合、申請者と所有者の続柄が分かるもの（戸籍謄本等） ・その他市長が必要と認める書類 ・耐震基準に適合することが確認できる書類（耐震診断結果の写し、住宅性能評価書の写し、確認済証の写し又はその他市長が認める書類のいずれかの書類） ・国で定める基準を満たす工事内容であることが確認できる書類（建材・設備の型番が分かる性能評価書の写し、カタログの写し又はその他市長が認める書類のいずれかの書類）
<p>省エネ改修 B （省エネ効果が期待できる工事）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約書又は請書の写し ・工事見積書（内訳明細が分かるもの）の写し ・工事を行う住宅の位置図(又は住宅地図の写し) ・工事着手前の写真（住宅全景及び工事の施行箇所） ・債権者登録申請書（口座情報が分かる書類の写しも添付）

	<ul style="list-style-type: none">・間取り変更や増築が伴う工事を行う場合、図面（変更箇所や増築面積が分かるもの）・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項による確認が必要な工事を行う場合、確認済証の写し・併用住宅について工事を行う場合、図面（住宅の用途に供する部分の面積と事業の用途に供する部分の面積が分かるもの）・マンション等の共同住宅（居住の用途に供する専用部分に限る。）について工事を行う場合、登記事項証明書（建物）・申請者と対象住宅の所有者が同居していない場合、申請者と所有者の続柄が分かるもの（戸籍謄本等）・当該年度が属する年の1月1日以降に住宅を建築・取得した場合、登記事項証明書（建物）・その他市長が必要と認める書類
--	---

別表4 補助金変更交付申請書類一覧（第11条関係）

<p>申請内容を変更する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負変更契約書又は追加分の工事請負契約書の写し ・ 変更見積書又は追加分の工事見積書の写し ・ 追加工事がある場合、当該箇所の工事着手前の写真 ・ その他市長が必要と認める書類
<p>交付決定者を変更する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約者を変更した工事請負変更契約書の写し ・ 交付決定者との関係が分かる戸籍謄本 ・ 交付決定者が亡くなった場合、亡くなったことが分かる書類（住民票の除票や除籍された戸籍等） ・ その他市長が必要と認める書類